**（仮称）盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例　骨子案について**

**意見を募集します**

盛岡市では、道路などにおける客引き行為等を禁止する条例を制定し、禁止区域を定め、禁止区域内での客引き行為等を禁止することにより、女性や子どもたちなどの市民や、観光等で盛岡を訪れた方々が安心して歩いて楽しめる、安全なまちづくりを推進することを目的とし、「（仮称）盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、条例の骨子案を作成しましたので、市民の皆様の御意見を募集いたします。

**≪募集要項≫**

１　パブリックコメントの実施方法

「盛岡市パブリックコメント実施要綱（平成16年４月９日市長決裁）」に基づき行います。

２　意見の募集期間

令和７年６月16日（月曜日）から令和７年７月７日(月曜日)まで

（郵送の場合は７月７日(月曜日)必着、郵送以外は同日17時まで）

３　意見の提出方法

次の方法によります。

なお、電話など口頭による意見はお受けできませんので御了承ください。

　【インターネットを使った方法】

　　応募フォームからの応募（表示されたページ内の「応募フォーム」から行えます）

　・盛岡市公式ホームページ（広報ID：1052047）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1052047.html>

　【書類による方法】

「５　資料の備え付けた場所」に備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号及び意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

　　○郵送の場合　　　〒020-8530　盛岡市内丸12-２　くらしの安全課　あて

○ファクスの場合　019-622-6211（代表）　くらしの安全課　あて

○持参の場合　　　市役所本館６階くらしの安全課へ直接お持ちください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時まで）

４　意見への回答

後日、市ホームページ及び「５　資料の備え付け場所」で公表する予定です。

寄せられた意見は、個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

５　資料の備え付け場所

・市役所本館６階のくらしの安全課

・市役所本館６階の情報公開室

・市役所本館１階の窓口案内所

・都南総合支所１階の窓口案内

・玉山総合事務所１階のホール

・盛岡市保健所１階の受付

・若園町分庁舎

・青山、太田、簗川の各支所

・飯岡、乙部、巻堀、玉山、薮川の各出張所

・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス１階）

・中央、西部、河南、都南、渋民の各公民館

６　問い合わせ先

盛岡市市民部くらしの安全課

〒020-8530　盛岡市内丸12-２　盛岡市役所本庁舎本館６階

電話：019-603-8008（ダイヤルイン）

電子メール：kurasi@city.morioka.iwate.jp